

家族経営協定のすすめ

家族経営協定をご存知でしょうか。家族経営協定とは、意欲とやりがいの持てる農業経営を目指し、家族経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて、家族内で話し合って取り決めるものです。

この時期は、今までの農業経営を振り返り、次年度の改善策を家族で話し合うのに良い時期です。ぜひ、あなたの家にぴったりの家族経営協定について考えてみませんか。

家族経営協定を結ぶタイミング

- やる気が出たとき
- 後継者が就農するとき
- 後継者にパートナーを迎えたとき
- 経営者夫婦が引退をするとき(経営移譲のとき)
- 農業経営を合理化したい、仕事と家族のメリハリをつけたいと思ったとき
など、経営の見直しをきっかけに。(各種優遇制度を活用したいとき)



家族で話し合うポイント

- 経営目標・方針の検討 (理念・ビジョンは? 計画は?)
- 就業条件の整備 (経営の役割分担は? 労働報酬の支払いや収益の分配は? 労働時間や休日は? 快適に作業環境を作るための工夫は?)
- 経営管理の充実 (簿記記帳は? 税務申告は? 定期的に家族会議をしているか?)
 - 円滑な世代交代 (経営権の移譲は? 経営資産の移譲は? 相続への対応は?)
 - 生活面のルール化 (家事労働は? 家計の管理は? 家族の住まい方は? 老後生活の備えは? 防災対策は?)



協定を結ぶまでの手順

- 1 家族みんなの話し合いで、まずは経営や暮らしの現状を見つめなおしましょう
- 2 問題点や課題の解決に向けた対応策を考えましょう
- 3 協定書を作成し、協定を結ぶ
- 4 協定内容の点検・充実を図る

制度上のメリット

- 認定農業者制度をいかにするときに
協定の締結を要件に、いわゆる「夫婦共同申請」や「親子共同申請」など、女性や後継者との共同申請を認めています。
- 農業者年金の有利な加入を図るときに
農業者年金については、青色申告を行う認定農業者等と協定を締結する女性(配偶者)や後継者は、保険料の政策支援を受けることができます。
- 制度資金を借りるときに
農業近代化資金などの融資を、女性や後継者が自分名義で受けることができます。
- 青年就農給付金(経営開始型)の給付を受けるときに
人・農地プランで位置付けられている(もしくは位置付けられることが確実である)45歳未満の独立・自営就農者に対し、年間150万円を最長5年間給付する青年就農給付金(経営開始型)において、家族経営協定を締結する夫婦がともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分が給付される仕組みがあります。

～ 我が家の経営目標実現に向けて「家族経営協定」に積極的に取り組みましょう!! ～

家族経営協定についてのお問い合わせは・・・東根市農林課まで